

農地の貸し借り（農地中間管理事業）の手続きについて

10月から農業委員会で受付を開始します

神戸市経済観光局農政計画課・神戸市農業委員会事務局

令和7年4月1日より、農地の貸し借りの手続きは、これまでの「利用権設定事業」による契約が廃止され、農地中間管理機構が間に入って貸し手・借り手の双方と契約を行う「農地中間管理事業」に統合されました。

令和7年10月1日より、神戸市における「農地中間管理事業」の受付・相談窓口が、神戸市農業委員会になりますので、下記のとおりお知らせします。

1. 農地中間管理事業の手続きに関する変更点

① 受付・相談窓口（農業委員会）

（北区）	北区藤原台中町1丁目2-1 北神中央ビル7階（北農業振興センター内） 電話：078-982-8830
（北区以外）	西区伊川谷町潤和1058 西神文化センター2階（西農業振興センター内） 電話：078-939-3860

② 開始時期 令和7年10月1日（水）から

③ 手続き内容

農地中間管理事業の事前相談・書類受付・確認

※従来の利用権を設定されている方については、農業委員会より農地中間管理事業への切り替えのご案内をお送りします。（裏面の「よくある質問」Q7を参照してください。）

④ 申請締切日 毎月15日

※申請の受付から手続きの完了（貸借契約の発効）まで約2か月半かかります。書類の不備がないかどうか等について、早めの事前相談をお願いします。

2. 問い合わせ先

制度全般について	神戸市経済観光局 農政計画課	中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館3階 電話：078-984-0369
手続きについて	神戸市農業委員会事務局	中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階 電話：078-984-0387
農地中間管理事業について	ひょうご農林機構 神戸農地管理事務所	長田区浪松町3-2-5 神戸農林振興事務所内 電話：078-742-8325

3. よくある質問

Q1. 貸した農地は戻ってくる?

⇒貸借期間が満了すれば、農地は貸し手に戻ります。

Q2. 事業を利用すると手数料はかかる?

⇒貸借事務には手数料はかかりません。

Q3. 貸借期間は何年?

⇒原則10年としています。（特段の事情がある場合はご相談ください。）

Q4. 貸借期間途中での解約はできる?

⇒貸し手と借り手の双方が合意している場合は可能です。

Q5. 使用貸借と賃貸借のどちらでも設定できる?

⇒どちらでも設定可能です。貸し手と借り手で協議してください。ただし、賃貸借の支払いは金銭のみです（物納はできません）。貸し手への賃料の支払い、借り手からの賃料の徴収は、ひょうご農林機構が行います。振込手数料は、振込者(借り手)負担となります。

Q6. 借り手の見つからない農地も貸すことができるの?

⇒借り手の見つからない農地は受付できません。借り手が見つかるよう、市の「農地バンク」への掲載をご案内します。

Q7. 利用権設定からの変更手続きはどうしたらいいの?

⇒従来の利用権の貸借期間の終期が近づきましたら、農業委員会事務局より、農地中間管理事業の案内を送付します。貸し手・借り手双方で、契約内容を確認の上、書類に記入・押印し、返送をお願いします。



神戸市農業委員会HP

（参考）農地中間管理事業のしくみ

